

「トレーニングコンペンセーション」の不払いに基づく サッカークラブに対する強制降格処分の適法性(1) ——「SV Wilhelmshaven 事件」をめぐるドイツ連邦通常裁判所 2016年9月20日判決の分析を中心として——

杉原周治

1. はじめに
2. ドイツ・サッカーの団体組織および本事件の概要
 - 2.1 ドイツ国内におけるサッカー団体の組織および権限
 - 2.2 「SV Wilhelmshaven 事件」の概要
3. 下級裁判所の判決
 - 3.1 ブレーメン地方裁判所2014年4月25日判決（以上、本号）
 - 3.2 ブレーメン上級地方裁判所2014年12月30日判決
4. 連邦通常裁判所の判決
 - 4.1 連邦通常裁判所2016年9月20日判決
 - 4.2 学説の評価
5. むすびにかえて（以上、愛知県立大学外国語学部紀要53号（地域研究・国際学編））

1. はじめに

1995年12月15日に下された欧州司法裁判所の「ボスマン判決」¹⁾により、契約期間満了後のサッカー選手は、「移籍金」(Ablösesumme) なしに EU 構成国間において移籍をすることが可能となった。すなわち、同判決は、契約期間満

1) EuGH, Urt. v. 15. 12. 1995 (Bosman), Rs. C-415/93, Slg. I-5040. ボスマン判決につき、詳しくは、川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』324頁以下（成文堂・2003）、山根裕子編著『ケースブック EU 法』155頁以下（東京大学出版会・1996）、後藤元伸「スポーツ団体のシステムと EC 法」関西大学法学論集 55巻4・5号456頁以下（2006）、中村民雄／須網隆夫編著『EU 法基本判例集（第3版）』185頁以下〔中村民雄執筆〕（日本評論社・2019）等を参照。

了後のサッカー選手のEU構成国間における移籍に際して移籍元クラブに対する移籍金の支払い義務を定めていたヨーロッパサッカー連盟 (UEFA) の規定がEC条約48条 (EU運営条約45条) に違反すると判断したのである。このボスマン判決の結果、有力選手の引止めを狙うクラブは、当該選手と長期契約を締結し契約期間満了前に同選手を売ること、違約金という形で「移籍補償金」²⁾ (Transferentschädigung) を獲得するという方法を採用ようになった³⁾。

ただし、同判決は、「移籍補償金、養成補償金、ないし育成補償金を獲得するという見込みが、実際に、サッカークラブに対して、有望選手を発掘し、若手選手を育成することを動機付けることとなる、ということは容認される」⁴⁾と述べており、ユース選手の育成に対する補償金についてはそれを認める余地を残していた。そのため、各国では、ユース選手の移籍に際しての独自の育成補償金や損害賠償金に関する制度が設けられた。こうした補償金ないし賠償金は、「トレーニングコンペンセーション」(「training compensation」、ドイツ語で「Ausbildungsentschädigung」という)と呼ばれている。

さらに、ボスマン判決後、欧州委員会、UEFA、および国際サッカー連盟 (FIFA)、の三者間で新たな移籍制度の改革を巡り長い協議が続けられてきたが、2001年3月の会合で三者が合意に達し、同年9月1日に、FIFAの「サッカー選手の地位と移籍に関するレギュレーション」(「Regulations on the Status and Transfer of Players」、ドイツ語で「Reglement bezüglich Status und Transfer von Spielern」という)が発効した。本レギュレーションでは、トレーニングコンペンセーションの支払義務についての詳細な内容と手続が定められた。

問題は、このように各国のサッカー協会やFIFAが設けたトレーニングコン

2) 学説によれば、「移籍補償金」の概念は、スポーツ選手の移籍に際して移籍先クラブから移籍元クラブに支払われる金銭を意味し、ボスマン判決で不合法とされた「移籍金」(Ablösesumme)や、若手選手の移籍に際して発生する「トレーニングコンペンセーション」も含む「上位概念」とであるとされる (Vgl. U. Scherrer/R. Muresan/K. Ludwig, Sportrecht: Eine Begriffserläuterung, 3. Aufl., 2014, S. 344 f.)。本稿もこの立場に倣って「移籍補償金」の概念を用いることにする。

3) 川井・前掲注1) 351頁以下、後藤・前掲注1) 437頁、道垣内正人／早川吉尚編著『スポーツ法への招待』159頁〔水戸重之〕(ミネルヴァ書房・2011)を参照。

4) EuGH, Urt. v. 15. 12. 1995 (Bosman), Rs. C-415/93, Slg. I-5040, Rdnr. 108.

ペンセーションのモデルにつき、その内容や運用が適法か否かである。なぜなら、同制度は、クラブ間の選手獲得競争だけでなく、サッカー選手の活動の自由を制約しうるからである⁵⁾。こうした問題は、実際にも「SV Wilhelmshaven 事件」をめぐるドイツの裁判において争われた。具体的には、本件では、国際間の若手選手の移籍に際して移籍先のドイツのサッカークラブが FIFA の定めるトレーニングコンペンセーションの支払いを拒否したために勝ち点剥奪処分と強制降格処分が科されたことから、同制度および当該処分の適法性が争われたのである。そこで、本稿は、とりわけその上告審である 2016 年 9 月 20 日の連邦通常裁判所判決⁶⁾を取り上げ、この判決の分析を中心にトレーニングコンペンセーションをめぐる諸問題について検討を加えることにしたい。その際、本稿は、論証方法として、①第一にドイツサッカーの組織構造および本事件の経緯について概観し、次に②下級裁判所の判決である 2014 年 4 月 25 日のブレーメン地方裁判所判決⁷⁾および 2014 年 12 月 30 日のブレーメン上級地方裁判所判決⁸⁾について分析したのち、③連邦通常裁判所判決の内容および同判決をめぐる学説の立場につき検討を加えることにしたい。

2. ドイツ・サッカーの団体組織および本事件の概要

「SV Wilhelmshaven」事件をめぐる連邦通常裁判所および下級裁判所の判決の分析を行う前提として、本章では、ドイツ・サッカーの組織および本事件の概要について詳述しておくことにする。

5) Vgl. J. Kliesch, Der Status des Profifußballers im Europäischen Recht, 2017, S. 304.

6) BGH, Urt. v. 20. 09. 2016, Az. II ZR 25/15.

7) LG Bremen, Urt. v. 25. 04. 2014, Az. 12-O-129/13. 同判決の判例評釈として、Vgl. P. W. Heermann, Landgericht Bremen kann FIFA-Statuten nicht materiell-rechtlich prüfen, CaS 2014, 181.

8) OLG Bremen, Urt. v. 30. 12. 2014, Az. 2 U 67/14. 同判決の判例評釈として、Vgl. P. Meier, Ein Urteil mit Sprengkraft?, CaS 2015, 62; J. F. Orth/M. Stopper, Entscheidungsvollzug in der Verbandspyramide und Ausbildungsentschädigung, SpuRt 2015, 51; P. Lambertz, Anmerkung zu OLG Bremen, Urteil vom 30. 12. 2014, SchiedsVZ 2015, 159.

2.1 ドイツ国内におけるサッカー団体の組織および権限

ドイツにおけるサッカーの団体組織は非常に複雑かつ多様であるため、ここでは5つの項目のみを取り上げて論じることにした。

(1) DFB と FIFA および UEFA の関係

サッカー界における国際的な最上位団体 (Spitzenverband) は、スイスのチューリッヒを所在地とする FIFA (Fédération Internationale de Football Association、ドイツ語で「Internationaler Verband des Association Football」という) である。2020年10月現在、合計211の国内サッカー協会が FIFA の構成員となっている⁹⁾。

同時に、これらの211の構成員は、FIFA の定款である「FIFA-Statutes」(ドイツ語で、「FIFA-Statuten」という) によれば、アジアサッカー連盟 (AFC)、アフリカサッカー連盟 (CAF)、北中米・カリブ海サッカー連盟 (CONCACAF)、南米サッカー連盟 (CONMEBOL)、オセアニアサッカー連盟 (OFC)、およびヨーロッパサッカー連盟 (UEFA) という、6つの大陸別のサッカー団体に分類されている (同22条)。この大陸毎の団体は、「Confederations」(ドイツ語で「Konföderationen」という) と呼ばれる。

ただし、「Confederations」は、確かに独自の権利および義務を付与されているものの (FIFA-Statutes の第22条3項を参照)、FIFA の構成員ではない¹⁰⁾。換言すれば、各大陸に所属する FIFA の構成員はそれぞれの「Confederation」との繋がりを有しているが、この「Confederations」自体は FIFA の構成員とはなっていない。それゆえ、「Confederations」のひとつであり、スイスのニヨンに本部を置く UEFA も、FIFA には所属せず、FIFA と並列して存在する独自の (ヨーロッパに限定されているが) 最上位団体となっているのである¹¹⁾。

ドイツにおいて最高位に位置するサッカー協会は、「社団法人ドイツサッカー連盟」(Deutscher Fußball-Bund e. V. (以下、「DFB」と略記)) である。

9) FIFA の HP (<https://www.fifa.com/associations/>) を参照。

10) Vgl. Scherrer/Muresan/Ludwig, a. a. O. (Anm. 2), S. 131; F. C. Butte, Das selbstgeschaffene Recht des Sports im Konflikt mit dem Geltungsanspruch des nationalen Rechts, 2010, S. 77.

11) Vgl. Scherrer/Muresan/Ludwig, a. a. O. (Anm. 2), S. 131; Butte, a. a. O. (Anm. 10), S. 77, 100, 122.

DFBは、上述した FIFA の構成員である 211 のサッカー協会のひとつであるが、上記のような FIFA と UEFA の関係に基づき、FIFA の構成員であると同時に UEFA の構成員でもある、という構造になっている¹²⁾。

(2) DFB の任務および構成員

ところで、DFB とは、フランクフルト・アム・マインに所在地を有する、民法 21 条にいう非経済的な社団であり、ドイツサッカーの最上位団体である。DFB の目的は DFB の定款 (DFB-Satzung、以下、「DFB 定款」という) 第 4 条 1 項によれば、「スポーツの促進」である。その目的達成のために、DFB には例えば、サッカーの発展および促進、国内外でのドイツサッカーの代表、ナショナルチームの形成、ならびに「ライセンスリーグ」(ブンデスリーグ 1 部と 2 部)、3 部リーグ、アマチュアサッカーリーグ、女子サッカーリーグ、およびジュニアサッカーリーグの組織・運営などが任務として課せられている (DFB 定款前文および第 4 条 2 項 1 号)。

DFB の構成員は、正会員 (ordentliche Mitglieder)、ならびに名誉会員 (Ehrenmitglieder) および名誉会長 (Ehrenpräsidenten) から成る (DFB 定款 7 条 1 号)。このうち正会員は、① 5 つの「地域サッカー協会」(Regionalverband)、② 21 の「地区サッカー協会」(Landesverband)、および③「社団法人 DFL ドイツサッカーリーグ」(「DFL Deutsche Fußball Liga e. V.」、以下、「DFL e. V.」と略記)、の合計 27 の構成員で形成されている (DFB 定款 7 条 2 号)。DFB 自体は、上述のように、FIFA および UEFA の構成員である (DFB 定款 3 条 1、2 号)。

DFB の正会員のうち、5 つの地域サッカー協会とは、①本事件の当事者である「北ドイツサッカー協会」(Norddeutscher Fußball-Verband e. V. (NFV)、以下「NFV」と略記)のほか、②「北東ドイツサッカー協会」(Nordostdeutscher Fußball-Verband e. V. (NOFV))、③「南ドイツサッカー協会」(Süddeutscher Fußball-Verband e. V. (SFV))、④「南西ドイツ地域サッカー協会」(Fußball-

12) 「日本サッカー界を代表する唯一の団体」である日本サッカー協会 (JFA) も、FIFA および AFC に加盟している (JFA 定款 5 条を参照)。

Regional-Verband „SÜDWEST“)、⑤「西ドイツサッカー協会」(Westdeutscher Fußball-Verband e. V. (WDFV))をいう。さらに、それぞれの地域サッカー協会の下に、合計21の地区サッカー協会が所属しており、同協会には、2020年10月現在で、合計24,481(前年は24,544)のクラブチームと、合計7,169,327(前年は7,131,936)の選手が登録されている¹³⁾。

さらに、同じくDFBの正会員であるDFL e. V.は、「ライセンスリーグ」(Lizenzligen)、すなわち「ブンデスリーガ」1部(Bundesliga)および2部(2. Bundesliga)に所属する、ライセンスを付与された合計36のクラブの結合体である¹⁴⁾。DFL e. V.は、DFBの構造改革の過程で2000年12月18日に、当初「Die Liga – Fußballverband e. V. (Ligaverband)」という名称でフランクフルト・アム・マインに設立され、2001/2002年シーズンからライセンスリーグの運営を開始したが、その後、2016年に現在のDFL e. V.という名称に改められた¹⁵⁾。また、DFL e. V.は、その責務の履行のために、DFL e. V.の決定を実施する責務を担う「DFL Deutsche Fußball Liga GmbH」(DFL)という執行機関を設置している¹⁶⁾。

(3) ドイツ国内リーグの運営

これらDFBおよびその正会員の下で、現在ドイツ国内において、①ブンデスリーガ1部および2部、②3部リーグの「3. Liga」、③4部リーグに該当する「Regionalliga」、④およびその他の下部のディビジョンのほか、⑤これらすべてのディビジョンに属するクラブチームが多数参加するカップ戦の「DFBポカール」(DFB-Pokal)、⑥ブンデスリーガ1部とDFBポカールの両チャンピオンがシーズン前に戦う「DFLスーパーカップ」(DFL-Supercup)、さらには、⑦女子サッカー・ブンデスリーガ1部(Allianz Frauen-Bundesliga)および2部

13) DFBのHP (<https://www.dfb.de/verbandsstruktur/mitglieder/>)を参照。

14) DFLの定款(DFL-Ligastatut)前文、DFLのクラブライセンス交付規則(DFL-Lizenzierungsordnung(LO))前文、およびDFB定款16条を参照。

15) DFLのHP (<https://www.dfl.de/de/ueber-uns/>)を参照。さらに、Vgl. J. Paepke/H. Blask, in: M. Stopper/G. Lentze (Hrsg.), Handbuch Fußball-Recht, 2. Aufl. 2018, Kapitel 14, Rz. 1.

16) Vgl. Paepke/Blask, a. a. O. (Anm. 15), Rz. 1; Butte, a. a. O. (Anm. 10), S. 82.

(2. Frauen-Bundesliga)、などの競技会が運営されている。

このうち「Regionalliga」は、従来は3部リーグとして位置付けられていたが、2008年に3部リーグとして新たに「3. Liga」が創設されたため、2008/2009年シーズンからはその下位に位置する4部リーグとして運営されている。2008年当初、「Regionalliga」は、「Nord」、「West」、「Süd」の3つのディビジョンに区分されていたが、2012年以降は、「Nord」、「Nordost」、「West」、「Südwest」、「Bayern」の5つのディビジョンに区分されている。ただし、この各ディビジョンの優勝クラブがすべて3部へ昇格できるわけではなく、現行制度では、プレーオフ等を経て計4つのクラブのみが昇格できるものとされている。

また、この「Regionalliga」の下には5部のディビジョンに属する「Oberliga」が位置する。「Oberliga」は、現在、「Bayern」(NordとSüdに分かれる)、「Bremen」、「Hessen」、「Niedersachsen」、「Baden-Württemberg」、「Hamburg」、「Mittelrhein」、「Niederrhein」、「NOFV」(NordとSüdに分かれる)、「Rheinland-Pfalz/Saar」、「Westfalen」、「Schleswig-Holstein」の12のディビジョンに区分されて運営されている。

(4) NFVの組織および構成員

5つの地域サッカー協会のひとつであるNFVは、自己の定款(NFV-Satzung、以下「NFV定款」という)第6条および7条によれば、常設構成員である4つの地区サッカー協会と、その他の構成員としてのサッカークラブで組織されている。

すなわち、NFVの常設構成員には、①ブレーメンサッカー協会(Bremer Fußballverband)、②ハンブルクサッカー協会(Hamburger Fußballverband)、③ニーダーザクセンサッカー協会(Niedersächsischer Fußballverband)、④シュレスヴィヒ・ホルシュタインサッカー協会(Schleswig-Holsteinische Fußballverband)の4つの地区サッカー協会に加えて(DFB定款7条2号、NFV定款6条1項)、これらの地区サッカー協会に所属するクラブのうち、チームとしてブンデスリーガ(1部および2部)、3部リーグ、またはRegionalligaの各リーグ戦に参加するクラブも、これらのディビジョンに所属している間はNFVの直接的

な構成員となる (NFV 定款 7 条 1 項)。

もっとも、このような NFV の構造は、ドイツにおけるスポーツ団体の典型的な階層組織とは異なるものであるとの指摘もある¹⁷⁾。すなわち、ドイツにおける地域または地区のスポーツ協会は、通常は独立した複数のクラブの結合体としての「クラブ統括団体」(Vereinsverband) か、または競技連盟として複数の協会を傘下に持つ「統括団体」(Dachverband) の形式を採っているが、NFV は、上述のように、地区サッカー協会に加え、各サッカークラブをもその構成員としているからである¹⁸⁾。

このことから、本事件の原告であるサッカークラブ「SV Wilhelmshaven」(以下、「SVW」と略記)も、事件当時、DFB と NFV の両団体の構成員である「ニーダーザクセンサッカー協会」の構成員であると同時に、NFV 定款に基づき、NFV の直接的な構成員となっていた¹⁹⁾。ただし、SVW 自体は、前述した DFB の構造上、DFB の構成員とはなっていない。

(5) 「スポーツ裁判権」(Sportgerichtsbarkeit)

スポーツ団体内部で生じた紛争を団体内部の独自の法的機関 (Rechtsorgan) によって解決する行為は、一般的に、「スポーツ裁判権」(Sportgerichtsbarkeit) または「スポーツ団 thể裁判権」(Verbandsgerichtsbarkeit) と呼ばれている²⁰⁾。また、それぞれの組織によって異なるが、各スポーツ団体は、こうした団体内部の法的機関として「スポーツ裁判所」(Sportgericht) や「スポーツ団 thể裁判所」

17) Vgl. J. F. Orth, Die Fußballwelt nach Wilhelmshaven, SpuRt 2017, 9 (10).

18) その他、地域サッカー協会の構成員のひとつである「南西ドイツ地域サッカー協会」(„SÜDWEST“)も同様の組織を採用している。すなわち、その構成員は、地区サッカー協会である①「南西ドイツサッカー協会」(Südwestdeutscher Fußballverband)、②ラインラントサッカー協会 (Fußballverband Rheinland)、③ザールラントサッカー協会 (Saarländischer Fußballverband) の他、④ライセンスリーグに所属するクラブ、⑤地区サッカー協会のクラブのうち、Regionalliga またはその上位のディビジョンに参加するクラブも含まれるとしている (SÜDWEST 定款 7 条)。

19) Vgl. Orth, a. a. O. (Anm. 17), SpuRt 2017, 9 (10).

20) さしあたり、Vgl. A. Gurovits, Verbandsinterne Gerichtsbarkeit, in: J. Kleiner/M. Baddeley/O. Arter (Hrsg.), Sportrecht Bd. II, 2018, S. 294; Scherrer/Muresan/Ludwig, a. a. O. (Anm. 2), S. 305; Butte, a. a. O. (Anm. 10), S. 39.

(Verbandsgericht) を設置している。

このような紛争解決機関は、しばしば「仲裁裁判所」と混同されることもある。しかしながら、前者は、同機関の構成員が主として当該団体の関係者で構成されていることから、とりわけその独立性という観点で、民事訴訟法（以下、「ZPO」と略記）の第1025条以下にいう仲裁裁判所とは大きく異なっている。そのため、両者を区別するために、前者を「不真正な (unecht) 仲裁裁判所」、後者を「真正な (echt) 仲裁裁判所」と呼ぶ場合がある²¹⁾。

NFV の内部では、紛争解決のための法的機関として、スポーツ裁判所（以下、「NFV スポーツ裁判所」と呼ぶ）とスポーツ団 thể裁判所（以下、「NFV 協会裁判所」と呼ぶ）が置かれている。NFV の「権利および手続規則」（「Rechts- und Verfahrensordnung」、以下、「NFV 権利および手続規則」と呼ぶ）によれば、NFV スポーツ裁判所は、とりわけ、DFB または地区サッカー協会の管轄権に含まれない、試合運営 (Spielbetrieb) に端を発したあらゆる法律問題につき、第一審として審査権限を有する（同5条1項）。これに対して、NFV 協会裁判所は、第一審のNFV スポーツ裁判所が下したあらゆる決定、およびNFV の構成員である地区サッカー協会内部の最上級裁判所の決定につき、上訴審として管轄権を有する（同5条2項）。それに加えて、NFV 協会裁判所は、とりわけ、申立てに基づき、NFV の諸機関の処分がNFV の定款および規則に適合しているか否か等の問題につき、団体内部の第一審および最終審として審査する義務を負う（同5条5項）。

このNFV 協会裁判所の控訴審は、DFB 内部に設置された連邦裁判所 (Bundesgericht、以下、「DFB 連邦裁判所」と呼ぶ) である。ところで、DFB は、法的機関としてDFB 連邦裁判所と、スポーツ裁判所（以下、「DFB スポーツ裁判所」と呼ぶ）を設置している。DFB 定款によれば、DFB スポーツ裁判所は、DFB 連邦裁判所の第一審としての管轄権が及ばない限りで、第一審として、とりわけ、クラブ、DFL e. V. の子会社、および選手が、DFB やDFL e. V. の規則等に違反したか否かについての判断を下す義務が課せられる（同42

21) Vgl. Scherrer/Muresan/Ludwig, a. a. O. (Anm. 2), S. 279 f., 305.

条)。これに対して、DFB 連邦裁判所は、上訴審として、DFB スポーツ裁判所の決定、およびDFBの構成員が設置している最上級の各法的機関の決定につき審査権限を有している(同43条)。

2.2 「SV Wilhelmshaven 事件」の概要

本事件をめぐる連邦通常裁判所判決は2016年に下されたが、事件そのものは2007年から始まっており、決着がつくまでに長い年月が費やされた。そこで以下では、本事件を把握するために、その内容について詳述しておくことにする。

(1) 2001/2002年シーズンから2013/2014年シーズンまでのSVWの成績

本件原告であるSVWは、ヴィルヘルムスハーフェン(Wilhelmshaven)を本拠地とするスポーツクラブ(Sportverein)に属する男子サッカーのファーストチームであり、1893年に前身である「TV Germania Wilhelmshaven」として創設された歴史あるクラブチームである²²⁾。SVWは、2001/2002年シーズンから数年間、当時4部リーグに属していた「Oberliga Nord」において常に上位に位置していた。2005/2006年シーズンには、SVWは同リーグで優勝を果たし、当時3部リーグに属していた「Regionalliga Nord」への昇格を決めた。それに伴い、SVWは、2006年2月、同リーグへの参加資格を得るために、DFBとの間で「Regionalligaのライセンス契約」(„Zulassungsvertrag Regionalliga“、以下「ライセンス契約」と略記)を締結した。

SVWは、翌2006/2007年シーズン(2006年8月4日～2007年6月2日)に「Regionalliga Nord」で戦ったが、19クラブ中19位の最下位となり、再び4部リーグの「Oberliga Nord」に降格した。しかし、2007/2008年シーズン(2007年8月10日～2008年5月30日)には、SVWは「Oberliga Nord」で18クラブ中3位の成績を収め、3部リーグ「Regionalliga Nord」への再昇格を決めた。

ただし、2008年に、ブンデスリーガの3部に相当する「3. Liga」が新たに創

22) SVWの歴史につき、同クラブのHP(<http://www.svwilhelmshaven.de/>)を参照。

設され、これに伴い、4部リーグが「Regionalliga」、5部リーグが「Oberliga」となった。この組織改革の結果、SVWは、2008/2009年シーズンを、新たに4部リーグとして構成された「Regionalliga Nord」に属するクラブとして迎えることとなった。SVWは、同2008/2009年シーズンを18クラブ中11位で終えて4部残留を決めたが、それ以降、2013/2014年シーズンに4部リーグからの降格が決まるまで、合計6シーズンを4部リーグで戦っている。なお、最後の2013/2014年シーズンでは、SVWは勝ち点33で全18チーム中16位であり²³⁾、下位の3チームが降格圏であったため、翌シーズンの降格が決定した。

(2) 2007年1月のセルヒオ・サガルサスとの選手契約の締結

上述のようにSVWは、2006年に3部リーグである「Regionalliga Nord」への昇格を決め、同リーグで2006/2007年シーズンを戦っていたが、その間SVWは、2007年1月1日に、イタリアおよびアルゼンチンの両国籍を有するサッカー選手であるセルヒオ・サガルサス (Sergio Sagarzazu)²⁴⁾と、DFB競技規程 (DFB-Spielordnung) にいう「契約選手」(Vertragsspieler)として、2007年1月29日から同年6月30日までの契約を締結した。1987年9月11日生まれの同選手は、アマチュア選手として、1998年3月20日から2005年3月7日まで、アルゼンチンのサッカークラブ「アトレティコ・エクスクルシオニスタス」(Atlético Excursionistas)に、2005年3月8日から2007年2月7日まで、同じくアルゼンチンのサッカークラブ「アトレティコ・リーベルプレート」(Atlético River Plate)に所属していた。

(3) FIFAの定めるトレーニングコンペンセーション

ところで、FIFAは、前述したようにトレーニングコンペンセーションについて詳細な規定を設けている。すなわち、FIFAの「サッカー選手の地位と移

23) 第15位の VfR Neumünster (勝ち点34) との勝ち点の差は1点であった。

24) 同選手の二重国籍については、後述する2009年10月5日のCASの仲裁判断のなかで確認されている (CAS 2009/A/1810&1811, Rdnr. 3)。なお、サガルサスは、2019/2020年シーズンはアルゼンチンの「Club Atlético Sarmiento de Resistencia」というクラブに選手登録されていた。

籍に関するレギュレーション」の附則4 (Anhang 4) の第1条から3条までによれば、23歳以下のアマチュア選手が初めてプロ選手として他のクラブに移籍する場合、または23歳以下のプロ選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先のクラブは、同選手が12歳から21歳までの間に所属したクラブに対してトレーニングコンペンセーションを支払わなければならないとされる。さらに附則4の第4条は、このトレーニングコストの算定方法につき、各国のクラブを「Confederation」毎にそれぞれ4つに区分されたカテゴリー (Category I~IV) に分類したうえで、各国のリーグの価値に応じて、育成期間1年毎の定額の (pauschal) トレーニングコンペンセーションを決定するとしている。その金額は年度終わりに FIFA のウェブサイト上でアップデートされるが、例えば2017年シーズンのトレーニングコンペンセーションは以下のようになっている。

confederation	Category I	Category II	Category III	Category IV
AFC		USD 40,000	USD 10,000	USD 2,000
CAF		USD 30,000	USD 10,000	USD 2,000
CONCACAF		USD 40,000	USD 10,000	USD 2,000
CONMEBOL	USD 50,000	USD 30,000	USD 10,000	USD 2,000
OFC		USD 30,000	USD 10,000	USD 2,000
UEFA	EURO 90,000	EURO 60,000	EURO 30,000	EURO 10,000

UEFA に所属する SVW は、3部リーグで戦っていた2006/2007年シーズンにおいては「Category III」に属していたため、上記の表に基づけば、同シーズン中の移籍の際に SVW が支払うべきトレーニングコンペンセーションは、原則として1年あたり30,000ユーロとなる。

ただし、附則4には例外規定が設けられている。すなわち、附則4の第5条1項は、移籍元チームに支払われるトレーニングコンペンセーションは、移籍先クラブが移籍選手を自ら育成した場合には、原則として、同移籍先クラブが育成のために支払った費用に基づいて算定される、と規定する。さらに、同5条3項は、特別に若い選手のためのトレーニングコンペンセーションが法外に高く設定されることを回避するために、当該選手が12歳から15歳までの誕生日を迎えるシーズンの間 (つまり4年間) のトレーニングコストは、「Category

IV」のクラブのコスト（例えば、UEFA に所属するクラブの場合、支払うべき補償金は一年当たり 10,000ユーロとする）に基づき算定される、と規定する。

さらに、附則 4 の第 6 条は、EU 域内および欧州経済領域におけるトレーニングコンペンセーションにつき例外規定を設けている。すなわち、同条は、EU 域内および欧州経済領域において「ある選手が下位のカテゴリーに属するクラブから上位のカテゴリーに属するクラブへ移籍する場合には、双方のクラブのトレーニングコストの平均に基づいてトレーニングコンペンセーションが算定され」（同 1 項 a 号）、これとは逆に、「ある選手が上位のクラブから下位のカテゴリーに属するクラブへ移籍する場合には、下位のカテゴリーに属するクラブのトレーニングコストに基づきトレーニングコンペンセーションが算定される」（同 1 項 b 号）と規定する。

(4) アルゼンチンの両クラブが要求したトレーニングコンペンセーションの金額

このレギュレーションに基づき、上述したアルゼンチンの両クラブは、2007年6月14日、FIFA の紛争解決機関である「Dispute Resolution Chamber」（以下、「DRC」と略記）²⁵⁾ に対して、サガルサス選手のトレーニングコンペンセーションを SVW が支払うことの確認を求めた。このうち、一方でエクスクルシオニスタスは、サガルサス選手が12歳の誕生日を迎える1999/2000年シーズンから17歳の誕生日を迎える2004/2005年シーズンまでの計6年分のトレーニングコンペンセーションとして計100,000ユーロを要求した。その内訳は、同選手の12歳から15歳までの間の4シーズンにつき40,000ユーロ（10,000ユーロ×4）、16歳から17歳までの間の2シーズンにつき計60,000ユーロ（30,000ユーロ×2）、となっていた。他方で、リーベルプレートは、当該選手が18歳を迎える2005/2006年シーズンから19歳を迎える2006/2007年シーズンまでの計2年分のトレーニングコンペンセーションとして60,000ユーロ（30,000ユーロ×2）を要求した。

これに対して SVW は、2017年11月23日に DRC において、① SVW が「Category

25) 「DRC」につき、浦川道太郎他編著『スポーツ法学（第3版）』356頁（エイデル研究所・2020）を参照。

III」に属していた期間は2006/2007年シーズンのみであること、②サガルサス選手は同シーズンにおいてわずか622分しかプレーしなかったこと、さらに、③同選手は2007/2008年シーズン終了前にSVWを去ってしまったこと等を理由に挙げて、アルゼンチンの両クラブが要求する上記金額は不適法であり、また、仮にトレーニングコンペンセーションが発生するにしても、エクスクルシオニスタスへの補償金は計3,350ユーロ、リーベルプレートへの補償金は計2,000ユーロが妥当であると主張した。

(5) 2008年12月5日のDRC (FIFA) の裁定および2009年10月5日のCASの
仲裁判断

これに対して、DRCは、2008年12月5日の裁定²⁶⁾において、エクスクルシオニスタスに対しては100,000ユーロ、リーベルプレートに対しては57,500ユーロのトレーニングコンペンセーションが支払われるべきであると判断した。すなわち、DRCは、一方でエクスクルシオニスタスについては、サガルサス選手が同クラブで「トレーニング」を受けたとみなされる期間は1999/2000年から2004/2005年までの6年間とみなし、その間のトレーニングコンペンセーションは、同クラブの主張の通り計100,000ユーロが妥当であるとした。他方で、DRCは、リーベルプレートについては、2005年3月から12月までの10ヶ月分、2006年の12ヶ月分、および2007年1月の1ヶ月分の合計23ヶ月がリーベルプレートでの同選手に対する「トレーニング」期間であるとして、その間のトレーニングコンペンセーションは、リーベルプレートの要求額から1ヶ月分減額された計57,500ユーロが妥当であるとした。

このDRCの裁定に対して、SVWは、スイスのローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sports、以下「CAS」と略記) に不服申立てをした。しかしながらCASは、2009年10月5日の仲裁判断 (CAS 2009/A/1810&1811) により、SVWの訴えを退けDRCの当該裁定を容認した。なお

26) DRCの同裁定は、FIFAのHP (<https://www.fifa.com/who-we-are/legal/judicial-bodies/>) から入手可能である。エクスクルシオニスタス事件に関する事件番号は「128921b」、リーベルプレート事件に関する事件番号は「128921a」が付されている。

SVW は、同判断に対するスイス連邦裁判所への「仲裁判断取消しの申立て」(本稿第 3 章 3.2(1)(a)を参照)が可能であったが、この申立てを行使していない。

(6) 2011年9月13日の FIFA 規律委員会の裁定

この CAS の仲裁判断にもかかわらず、SVW はトレーニングコンペンセーションの支払いを拒否した。このため、アルゼンチンの両クラブは、FIFA の規律委員会 (FIFA Disciplinary Committee) に不服申立てをした。

これに対して FIFA 規律委員会は、2011年9月13日の裁定において、SVW に対して、①エクスクルシオニスタス事件につき15,000スイスフラン、およびリーベルプレート事件につき7,500スイスフランの計22,500スイスフランの制裁金を科すこと、②トレーニングコンペンセーションの支払期限を30日以内とすること、③両クラブへのトレーニングコンペンセーションの支払いがなされない場合には、両クラブの申立てに応じて、ドイツ国内リーグにおける勝ち点6を剥奪することを命じた。

(7) 2012年3月9日の FIFA の勝ち点剥奪処分の要請および2012年11月14日の DFB スポーツ裁判所の判決

この FIFA 規律委員会の裁定にもかかわらず SVW がトレーニングコンペンセーションの支払いを拒否したため、FIFA は、エクスクルシオニスタスの申立てに応じて、2012年3月9日に DFB に対して、2011/2012年シーズンにおける SVW の勝ち点6を剥奪するよう要請した。加えて、DEB が管理する SVW の口座から、制裁金として21,150ユーロが支払われた。

これに対して SVW は、FIFA の裁定の取り消し、および制裁金の返還を求めて DFB スポーツ裁判所へ訴えを提起した。しかしながら同裁判所は、2012年11月14日の判決により、SVW の訴えを棄却した。

ただし、2011/2012年シーズンにおける SVW の 4 部リーグ (Regionalliga Nord) での成績は、勝ち点6を剥奪されても18チーム中13位であり、降格争いと昇格争いのどちらにも関わらなかったため、この勝ち点剥奪処分は、結果として SVW に対して直接的な影響を与えるものではなかった。

(8) 2012年8月15日のFIFA規律委員会による勝ち点剥奪処分の裁定および
2012年8月23日のNFVによる勝ち点剥奪処分の決定

さらにFIFA規律委員会は、2012年8月15日、リーベルプレート事件についても制裁が必要であるとして、SVWに対してさらに勝ち点6を剥奪するようDFBに要請した。このFIFA規律委員会の勝ち点剥奪処分の要請を受けたDFBの指示に基づき、NFVは、2012年8月23日、SVWに対して2012/2013年シーズンにおける勝ち点6の剥奪を決定した。

ただし、2012/2013年シーズンにおけるSVWの4部リーグ(Regionalliga Nord)での成績は、この勝ち点剥奪処分の結果18チーム中16位となり降格圏内に入るようになったが(下位3チームが降格圏内)、優勝したHolstein Kielが3部リーグ(3. Liga)への昇格を決めたため、リーグのルールに基づき、SVWは翌シーズンも4部に残留することが決定した。このため、2013年5月29日にSVWが行ったブレーメン地方裁判所に対する仮処分の発令の申立ては、「解決済み」(erledigt)であるとして却下されている。

(9) 2012年10月5日のFIFA規律委員会による強制降格処分の裁定および2013年10月24日のCASの仲裁判断

これらの勝ち点剥奪処分に加えて、FIFA規律委員会は、2012年10月5日、SVWがいまだにトレーニングコンペンセーションを支払っていないことに鑑みて同クラブの4部リーグからの降格処分を決定した。

同裁定に対してSVWは再びCASに提訴したが、CASは、2013年10月24日の仲裁判断(CAS 2012/A/3032)によりFIFAの強制降格(Zwangsabstieg)を適法であるとみなし、SVWの申立てを棄却した。

(10) 2014年1月13日付けのNFV理事会による強制降格処分の実施の決定

その後FIFAは、2013年10月30日にDFBに対して、SVWの強制降格の実施(Umsetzung)を要求した。さらにDFBの2013年11月11日の囑託に基づき、NFVの理事会(Präsidium)は、2013年12月7日に、2013/2014年シーズン終了後にSVWを4部リーグから強制降格処分とする決定を下した(同決定の通知

は2014年1月13日付け)。なお、前述のように、2013/2014年シーズンにおいてSVWは全18チーム中降格圏内の16位であったため、たとえこの強制降格処分がなくとも翌シーズンの降格は決定していた。

(1) 2014年2月20日のNFV協会裁判所の判決

これらのNFVによる2012年8月23日の勝ち点剥奪処分および2014年1月13日の強制降格処分の実施の決定に対して、SVWは、NFV協会裁判所に不服申立てをした。しかしながら、NFV協会裁判所は、2014年2月20日の判決によってSVWの双方の不服申立てを棄却した。

(2) SVWの主張

このNFV協会裁判所の判決を受けて、SVWはNFVに対して、以下の3点の確認を求めてプレーメン地方裁判所に訴えを提起した²⁷⁾。それはすなわち――、

(申立て1) NFVがSVWに対して2012年8月23日に下した、2012/2013年シーズンにおける勝ち点6の剥奪処分が違法であることの確認、

(申立て2) NFVがSVWに対して2014年1月13日付で下した、2013/2014年シーズン終了後の4部リーグ「Regionalliga Nord」からの強制降格処分決定が無効であることの確認、

(申立て3) 予備的に、NFVに対して、2014年1月13日付けの強制降格処分決定の取消しを義務付けること、である。

その根拠として、SVWは、以下の2点を挙げる。第一に、SVWは、NFV定款はSVWに対する制裁のための法的根拠を欠いている、換言すればNFVはそもそもFIFAの裁定を実施する権限を有していなかったと主張する。その理由につき、SVWは、主として以下のように言う。すなわち、①FIFAの裁定を実施するためになされた本件のNFVの制裁は、DFBの定款、とりわけ、「DFBはFIFAの構成員である」と規定するDFB定款3条、ならびにFIFAの裁定の

27) それゆえ本件では、FIFAおよびDFBは訴訟当事者ではなく、また共同訴訟人(Streitgenossen)でもない。Vgl. Orth, a. a. O. (Anm. 17), SpuSt 2017, 9 (10).

実施を DFB に対して (DFB 自ら、または DFB の構成員である協会を介して) 義務付けている同14条1g号および同34条4項5号 (現行の第34条8項12号) を根拠としているが、SVW はそもそも DFB の構成員ではない (前述2.1(4)を参照)。^② NFV 定款が DFB の定款および規則を参照している限りで、NFV 定款の規定は民法に抵触するいわゆる「動的指示」(dynamische Verweisung) に当たるといふべきである。^③ さらに、SVW が4部リーグ「Regionalliga Nord」に参加したことをもってしても、SVW が FIFA の制裁権に服する根拠とはならない、という。

第二に、SVW は、そもそも CAS によって確認されたトレーニングコンペンセーションの制度は EU 運営条約45条にいう労働者の自由移動の権利を侵害しているため、その不払いに基づき実施された本件 NFV の勝ち点剥奪および強制降格処分も同条項に違反する、という。すなわち、^① 本件のサガルサス選手はイタリア国籍を有しており、それゆえ EU 運営条約45条、および差別的取扱いの禁止を規定するドイツ基本法3条3項の保護を享受する。^② 確かに、FIFA の「サッカー選手の地位と移籍に関するレギュレーション」は、附則4の第6条において、EU および欧州経済領域のための特別規定を設けているが、この特別規定は EU 域内での移籍にのみ妥当し、EU 市民が非 EU 国のクラブから EU 加盟国のクラブへ移籍する場合には適用されないと解すべきである。^③ 本件で SVW に科されたトレーニングコンペンセーションの金額は、当該選手の育成に支払われた具体的な育成費用に合致せず、かつ比例的でないため EU 法に違反する。^④ FIFA の懲戒規程 (FIFA-Disciplinary-Code、ドイツ語で、「FIFA-Disziplinar-Reglement」という。以下、「FDC」と略記)²⁸⁾ は、勝ち点剥奪

28) 例えば、2009年度版の FDC の第64条1項によれば、FIFA または CAS によって支払いを命じられた金銭を他方の当事者に対して支払わなかった者は、5,000スイスフラン以上の制裁金が科され (a号)、FIFA の法的機関から金銭の支払いのための最終期日を言い渡され (b号)、加えてクラブが当該金銭の支払いをしなかった場合には、同クラブに対して、上記の最終期日前に「勝ち点剥奪または下位ディビジョンへの強制降格」が指示される (c号)。また、同64条2項は、「当該クラブがこの最終期日をみすみす (ungenutzt) 逃した場合には、関係する団体には、警告された制裁を実際に実施することが要請される」、同3項は、「本条項に基づき下された裁定に対する控訴は、CAS に直接行わなければならない」と規定していた。

処分または強制降格処分のどちらか一方を選択的に科していると解しうるが、本件では双方の制裁が重疊的に科されたため、FIFA の本件処分は自己の規程に違反している。⑤ NFV および DFB は、自身が FIFA の制裁を審査する権限を有していないと解しているが、この立場は、「DFB は、所在地をローザンヌ（スイス）とするスポーツ仲裁裁判所（CAS）を国際紛争における独立した司法裁判所（*richterliche Instanz*）として認めるとともに、拘束力ある国内法もしくは国際法に違反せず、または FIFA もしくは UEFA のレギュレーションが例外を認めている限りにおいて CAS の判断に服する」と規定する DFB 定款 17a 条 2 項に反し誤りである、という。

(13) NFV の主張

この SVW の請求に対して、NFV は以下のように主張する。すなわち、① SVW は、契約上 NFV 定款に服し、このことは、SVW が NFV の試合運営に参加したことから明らかである。それゆえ、NFV 定款について「動的指示」は問題とならない。②本件の FIFA 規律委員会の裁定および CAS の仲裁判断に不服を申し立てることはできず、それゆえ同裁定および仲裁判断は効力を有する。③ NFV および DFB は、各々の定款に基づき、FIFA ないし CAS の決定を実施する義務を負う。④ DFB 定款 17a 条 2 項からは、DFB の独自の審査権は導き出されえない、という。

加えて、NFV は、NFV による 2012 年 8 月 23 日の勝ち点剥奪処分に関して、⑤ SVW は、FIFA 規律委員会の 2012 年 8 月 15 日の勝ち点剥奪処分に対して CAS への控訴手続を意図的に行わなかったのであるから、NFV は、FIFA の当該裁定の既判力を抗弁として主張しうる。⑥ SVW は、NFV の当該決定に対して第一次的に行使しなければならなかった「スポーツ団体裁判権」を汲み尽くしていない。⑦ NFV は独立した制裁機関とみなすことができる。⑧ SVW は、本件の勝ち点剥奪処分にもかかわらず、2012/2013 年シーズンの終了後も「Regionalliga」に残留しえたのであるから、SVW の本件請求は「解決済み」である、と主張した。

さらに、NFV は、NFV による 2014 年 1 月 13 日の強制降格処分に関しても、

⑨ SVW は CAS の確定力ある仲裁判断に拘束される。⑩強制降格処分も、勝ち点剥奪処分と同様に、スポーツ団体の定める規則のなかに正当な根拠を有する。⑪ NFV および DFB は、FIFA の制裁を実施する以前に同制裁を審査する実質的権限を有しておらず、このことは、DFB 定款 17a 条に反するものではない。⑫本件のトレーニングコンペンセーションの金額は EU 法の観点からみても適法である、と主張した。

3. 下級裁判所の判決

SVW の訴えに対して、ブレーメン地方裁判所は、2014年4月25日の判決において、SVW の訴えは許されるが根拠がないとして、結論として SVW の訴えを棄却した。これに対して控訴審であるブレーメン上級地方裁判所は、第一審の判決を変更し、NFV の2014年1月13日の強制降格処分決定は無効であったとして、結論として SVW の主張を容認した。以下、両判決についてそれぞれ検討を加えることにする。

3.1 ブレーメン地方裁判所2014年4月25日判決

ブレーメン地方裁判所は、本判決において、SVW の訴えは許されるが根拠がないと判示したが、その理由につき以下のようにいう²⁹⁾。

(1) SVW の訴えの適法性

ブレーメン地方裁判所は、第一に、SVW の上記申立て 1 および申立て 2 につき、SVW のこれらの確認の訴え (Feststellungsklage) は、ZPO256条³⁰⁾に基づき適法であると判示した。

すなわち、同裁判所は、SVW がトレーニングコンペンセーションを支払わ

29) LG Bremen, Urt. v. 25. 04. 2014, Az. 12-O-129/13, S. 5 ff.

30) ZPO256条1項は、「原告が、権利関係〔存否〕または証書の真否が裁判所の裁判によって即時に確定されることの法的利益を有しているときは、原告は、権利関係の存在または不存在の確認、および証書の承認または証書の不真正の確認を求める訴えを提起することができる」と規定する。民事訴訟法の翻訳につき、法務大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法典』(法曹会・2012)を参照した。

なければ、翌2013/2014年シーズンでも勝ち点剥奪処分が科される可能性があるため、SVWは、2012/2013年シーズンにおけるNFVによる勝ち点6の剥奪処分の適法性を確認する法的利益を有しているとした。さらに、同裁判所は、強制降格処分についても、仮に本件でSVWが勝訴すればNFVは本判決に配慮するであろうから、NFVが2014年1月13日付で下した強制降格処分の無効を求めるSVWの確認の訴えは適法であると判示した。

その上で、同裁判所は、NFVによる本件強制降格処分および勝ち点剥奪処分の適法性について審査する。

(2) NFVによる強制降格処分の適法性

ブレーメン地方裁判所は、2014年1月13日付けのNFVによる強制降格処分は適法であったとし、その限りでSVWの申立てには理由がないとした。同裁判所は、その理由として、以下のように、①強制降格処分を適法とみなしたCASによる2013年10月24日の仲裁判断にSVWが拘束されること、②SVWは、NFVおよびDFBの定款に服すること、③NFVはFIFAの裁定を実施する義務があること、の三点を挙げる。

(a) SVWに対するCASの仲裁判断の拘束力

第一に、ブレーメン地方裁判所は、CASの管轄権につき有効な仲裁合意がなされていたか否かにつき本件当事者の間で争いがあるが、2013年10月24日のCASの仲裁判断は有効であり、それゆえ本件の当事者に対して拘束力を有する、と判示した。その理由につき、同裁判所は以下のようにいう。

すなわち、①本件では、SVWの仲裁手続の申立て（Anrufung）、およびFIFAの同仲裁手続への参加を介して、少なくとも事後的に仲裁合意（Schiedsabrede）がなされている。②FIFAは、自己の裁定のなかで、CASへの申立てが可能であることを教示する「不服申立教示」³¹⁾ („Rechtsbehelfsbelehrung“) を付与して

31) ZPO232条にいう不服申立教示義務につき、詳しくは、片野三郎「ドイツ民事訴訟法における不服申立教示義務」愛知大学法学部法経論集208号65頁以下（2016）を参照。

おり、これに従い SVW は CAS に仲裁申立てを行い、その後 FIFA が不服を申し立てることなく CAS の仲裁手続に参加した。それゆえ、両者の間で仲裁裁判所としての CAS の管轄権に関する問題につき合意があったと解すことができ、両者は CAS の当該仲裁判断に配慮しなければならない。③ SVW は、当該仲裁手続において自己に不利な結果が出た際に、管轄権を有するスイスの連邦裁判所に仲裁判断取消しの申立てをしなかったため、強制降格処分をめぐる FIFA の当該裁定に対してその不当性を主張することは出来ない、という。

(b) SVW による NFV および DFB の定款の遵守

第二に、SVW が NFV および DFB の定款に服するか否かの問題につき、ブレーメン地方裁判所は、「4 部リーグの試合運営 (Spielbetrieb) の参加に関して当事者間において個別の契約が締結されていたか否かという問題に係わらず、原告は、当該試合運営に参加したことにより、上記定款に服することとなった……。このことが非構成員に妥当する場合には、その法的効果は、なおのこと、被告の協会の構成員である原告に妥当しなければならない」と述べて、これを肯定した。

(c) NFV による FIFA の裁定の実施義務

第三に、ブレーメン地方裁判所は、① DFB 定款 3 条 1 号によれば DFB は FIFA の構成員であり、FIFA の裁定を実施する義務がある。② DFB 定款 17a 条の趣旨および目的に従えば、DFB は CAS の仲裁判断の審査権限を有しておらず、同判断に従わなければならない。③ NFV は、自己の定款に基づけば DFB および FIFA の要請に従わなければならないが、その限りで NFV は単なる執行機関 (Vollstreckungsorgan) にすぎない³²⁾、と述べて、結論として NFV には FIFA の裁定を実施する義務があると判示した。

32) このことから、ブレーメン地方裁判所は、SVW は、NFV ではなく直接的に FIFA に対して訴えを提起すべきであったと述べている。

(3) NFV による勝ち点剥奪処分の適法性

さらに、ブレーメン地方裁判所は、2012年8月23日のNFVによる、2012/2013年シーズンにおける勝ち点剥奪処分は適法であったとし、この点についてもSVWの申立てには理由がないとした。

その理由につき、同裁判所は、①NFVによる本件勝ち点剥奪処分の根拠となった、CASの2009年10月5日のトレーニングコンペンセーションの支払い義務に関する仲裁判断は、本件当事者を拘束する。加えて、SVWは、このCASの仲裁判断に対して、仲裁判断取消しの申立てをしなかった。②前述のように、SVWは、NFVの試合運営に参加したことによって、NFVおよびDFBの定款に服すことになった。③また、前述のようにNFVは、自己の定款に基づき、FIFAの裁定、および同裁定を受けて出されたDFBの要請を実施する義務を負う、と判示した。